９．電子決済手段仲介行為を行う場合の取り扱う電子決済手段の名称並びに当該電子決済手段を発行する者の商号又は名称及び住所

電子決済手段の名称	
電子決済手段を発行する者の商号又は名称	
電子決済手段を発行する者の住所	

（記載上の注意）
１．電子決済手段仲介行為を行う場合に記載すること。
２．取り扱う電子決済手段ごとに記載すること。

10．暗号資産仲介行為を行う場合の取り扱う暗号資産の名称

（記載上の注意）
暗号資産仲介行為を行う場合に記載すること。

11．電子決済手段仲介行為を行う場合の所属電子決済手段等取引業者の商号又は名称

登録番号又は届出受理番号	商号又は名称	発行する電子決済手段の名称

（記載上の注意）
１．電子決済手段仲介行為を行う場合に記載すること。
２．所属電子決済手段等取引業者が、法第62条の３の登録を受けている場合においては「登録番号」を記載し、法第62条の８第３項の規定による届出を行った場合においては「届出受理番号」を記載すること。
３．所属電子決済手段等取引業者が発行者である場合においては、当該発行者が発行する電子決済手段の名称を記載すること。それ以外の場合は、「発行する電子決済手段の名称」への記載は省略すること。

12．暗号資産仲介行為を行う場合の所属暗号資産交換業者の商号

登録番号	商号

（記載上の注意）
暗号資産仲介行為を行う場合に記載すること。